

保発 1202 第 49 号  
令和 6 年 12 月 2 日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
地方厚生（支）局長  
都道府県後期高齢者医療広域連合長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う保険局関係通知の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号）、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 64 号）、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府、総務省、文部科学省令第 5 号）及び私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 32 号）（以下「改正法等」という。）は、令和 6 年 12 月 2 日から施行されることとされたところです。

これらの施行に伴い、厚生労働省保険局より発出された通知についても、別添のとおり所要の改正を行い、同日から適用することとしましたので、その旨御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひします。

なお、改正法等の施行の前に厚生労働省より発出された通知等において改正法等による改正前の条項及び字句を引用しているものにあっては、「被保険者証（の）記号・番号」等の記載がある場合は、適宜「被保険者（等）記号・番号」等と読み替えるものとし、その他必要に応じて改正後の条項及び字句に読み替えることとします。また、改正法等の規定により施行後もなお有効とされた被保険者証、組合員証及び加入者証（以下「被保険者証等」という。）並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者資格証明書の取扱いについては、当該被保険者証等並びに国民健康保険及び後期

高齢者医療制度の被保険者資格証明書が有効な間はなお従前の例によることとします。

○ 解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について（昭和 25 年 10 月 9 日保発第 68 号）

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明かな場合を除いて、事業主より健康保険法施行規則<u>第 29 条第 1 項</u>の規定による被保険者資格喪失届の提出があつたときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立（労働組合法<u>第 27 条</u>）、斡旋（労働関係調整法<u>第 10 条から第 16 条まで</u>）、調停（労働関係調整法<u>第 17 条から第 28 条まで</u>）、若しくは仲裁（労働関係調整法<u>第 29 条から第 35 条まで</u>）の手続がなされ、又は裁判所に対する訴えの提起若しくは仮処分の申請中であつても、一応資格を喪失したものとしてこれを受理し、<u>資格確認書が交付されている者</u>に対する資格確認書の回収等の所定の手続を行うこと。</p> <p>労働法規又は協約違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難且つ不適当であるから、当該保険者においては、<u>各都道府県の労働関係主管当局の意見を聞く等</u>により、事件結着の見透しを慎重検討の上処理すること。</p> <p>なお、解雇された被保険者で、<u>資格確認書</u>を事業主に返還しないものに対しては、不当使用の際には詐欺罪として処罰される旨の警告をなしみること。</p> <p>2 <u>1</u>の場合において労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、<u>資格確認書が従前交付されていた者に対する資格確認書の再交付等の所定の手続</u>を行うこと。</p> <p>3 <u>2</u>の場合において解雇無効の効力が発生するまでの間、資格喪失の取扱のため自費で診療を受けていた者に対しては、療養の給付をなすことが困難であつたものとして、その診療に要した費用は療養費として支給し、その他現金給付についても<u>遡って</u>支給すると共に保険料もこれを徴収すること。</p> <p>4 <u>1</u>の申立又は仮処分の申請に対する暫定的決定が本裁判において無効と</p>	<p>1 解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明かな場合を除いて、事業主より健康保険法施行規則<u>第十条第二項</u>の規定による被保険者資格喪失届の提出があつたときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立（労働組合法<u>第二十七条</u>）、斡旋（労働関係調整法<u>第十条乃至第十六条</u>）、調停（労働関係調整法<u>第十七条乃至第二十八条</u>）、若しくは仲裁（労働関係調整法<u>第二十九条乃至第三十五条</u>）の手続がなされ、又は裁判所に対する訴の提起若しくは仮処分の申請中であつても、一応資格を喪失したものとしてこれを受理し、<u>被保険者証の回収（回収不能の場合は被保険者証無効の公示をなすこと。）</u>等所定の手続をなすこと。</p> <p>右労働法規又は協約違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難且つ不適当であるから、当該保険者においては、労働関係主管当局の意見を聞く等により、事件結着の見透しを慎重検討の上処理すること。</p> <p><u>なお、本年七月十八日付マッカーサー書簡の趣旨に基き、新聞等報道関係において行われた解雇は、労働法規又は協約に違反しないものとしてこれを取り扱うこと。</u></p> <p>なお、解雇された被保険者で、<u>被保険者証</u>を事業主に返還しないものに対しては、不当使用の際には詐欺罪として処罰される旨の警告をなしみること。</p> <p>2 左の場合において労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、<u>被保険者証</u>を事業主に返付すること。</p> <p>3 左の場合において解雇無効の効力が発生するまでの間、資格喪失の取扱のため自費で診療を受けていた者に対しては、療養の給付をなすことが困難であつたものとして、その診療に要した費用は療養費として支給し、その他現金給付についても<u>遡って</u>支給すると共に保険料もこれを徴収すること。</p> <p>4 第一項の申立又は仮処分の申請に対する暫定的決定が本裁判において無</p>

なり、解雇が遡って成立した場合には、すでになされた保険給付は被保険者から返還されることとし、また、徴収済保険料は事業主からの還付請求に基いて還付手続をなすこと。

5 厚生年金保険における取扱についても、1から4までに準じて適切な措置を取ること。

効となり、解雇が遡つて成立した場合には、すでになされた保険給付は被保険者から返還されることとし、又徴収済保険料は事業主からの還付請求に基いて還付手続をなすこと。

5 厚生年金保険における取扱についても、右に準じて適切な措置を取ること。

○ 療養の給付費の返還措置について（昭和30年2月1日保発第9号）

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 資格確認書を他人に使用させたこと又は事実を偽って被保険者の資格を取得したこと等療養の給付費を返還させるべき理由が被保険者の責に帰する場合であつて、保険医がこれを認知し得なかつた場合においては、<u>保険者は、その旨並びに金額等を当該被保険者に通知し直接被保険者から当該療養の給付費を返還させるものとすること。</u></p>	<p>1 <u>被保険者証を他人に使用せしめたこと又は事実を偽つて被保険者の資格を取得したこと若しくは給付期間満了を保険医が認知できなかつたため同一傷病につき法定給付期間を超えた療養の給付を受けたこと等療養の給付費を返還せしむべき理由が被保険者の責に帰する場合であつて、保険医がこれを認知し得なかつた場合においては、その旨並びに金額等を当該被保険者に通知し直接被保険者から当該療養の給付費を返還させるものとすること</u></p> <p><u>なお、この場合において返還せらるる当該療養の給付費は、その療養の給付費の会計年度区分にかかわらず、返還せられた年度の歳入に納付することとし、歳入徴収官たる都道府県保険課長又は社会保険出張所長がこれを雑収入（項）雑入（目）として受け入れるものとすること。</u></p>
<p>2 被保険者又はその被扶養者ではないことを認知し得るにもかかわらず保険医がその者につき療養の給付を行つたこと、<u>有効期限切れ</u>等の理由により無効となつた資格確認書に基づいて保険医が療養の給付を行つたこと若しくは保険医が業務上外の確認を怠つて療養の給付を行つたこと等療養の給付費を返還させるべき理由が保険医の責に帰する場合又は被保険者の責に帰することを健康保険法令（療養担当規程を含む。）に基づき保険医が、認知すべき場合であつて、保険医が認知を怠つた場合においては、当該療養の給付費は、当該保険医から返還させるものとすること。</p> <p>なお、この場合においては、基金において翌月以降の診療報酬支払の際、当該保険医にその旨を通知させ、過誤調整を行わせるものとすること。</p>	<p>2 <u>被保険者又はその被扶養者ではないことを認知し得るにもかかわらず保険医がその者につき療養の給付を行つたこと若しくは、未検認等の理由により無効となつた被保険者証に基づいて保険医が療養の給付を行つたこと若しくは、継続療養証明書に記載された傷病及びこれによつて発した疾病以外の傷病以外の傷病に対し療養の給付を行つたこと若しくは保険医が業務上外の確認を怠つて療養の給付を行つたこと等療養の給付費を返還せしむべき理由が保険医の責に帰する場合又は被保険者の責に帰することを健康保険法令（療養担当規程を含む。）に基づき保険医が、認知すべき場合であつて、保険医が認知を怠つた場合においては、当該療養の給付費は、当該保険医から返還させるものとすること。なお、この場合においては、当該療養の給付費の会計年度区分にかかわらず、基金において翌月分の診療報酬支払の際、当該保険医にその旨を通知せしめ、過誤調整を行わせるものとし、過誤調整を行う診療報酬の支払がない場合には第一項と同様に取扱うものとすること。</u></p>

○ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について（令和2年3月5日保発0305第4号）

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 受給資格の確認（基準第8条関係）</p> <p>① 基準第8条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護の提供を受ける資格があることを<u>電子資格確認又はその者の提示する資格確認書等</u>により確かめなければならない旨規定したものであること。特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護が提供されている場合にあっては、重ねて訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われないことに留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護を受けているか否かを確認すること。ただし、被保険者等で確認できる場合は、この限りでないものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(25) (略)</p>	<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 受給資格の確認（基準第8条関係）</p> <p>① 基準第8条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護の提供を受ける資格があることを<u>その者の提示する被保険者証等</u>により確かめなければならない旨規定したものであること。特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護が提供されている場合にあっては、重ねて訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われないことに留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護を受けているか否かを確認すること。ただし、被保険者等で確認できる場合は、この限りでないものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(25) (略)</p>